

陳情第97号	受理年月日	平成23年6月21日
付託委員会	建築消防委員会	
陳情者	八幡西区則松7丁目13-11 折尾駅舎を「改札口」として活用する会 代表 仰木 瑠壺	
件名	折尾駅舎を改札口として活用することについて	
要旨	<p>平成21年6月、北九州市とおりお未来21協議会の協働で、折尾駅舎保全・活用基本方針が公表された。この基本方針には、市民のニーズや社会状況の変化等も想定されるため、時代の変化に合わせ、随時見直しを行っていく、と記載されている。</p> <p>この方針が協議されたときは未定だったが、仮改札口を東口につくってほしいという住民の要望を受けて、折尾駅舎隣接のトイレ位置に仮改札口をつくるという計画が、平成22年9月、市から公表された。</p> <p>折尾駅は今年で開業120年を迎えたが、石炭運搬、交通の要衝として栄えた歴史は、日本の近代化産業を支えた大切な歴史であり、市民の誇りである。かつて突然取り壊され、公衆トイレのようになった若松駅は、若松の玄関の顔ではないと市民は嘆き、若松駅を復元したいという切実な声が聞かれた。折尾駅も、トイレの跡に公衆トイレのような仮改札口ができれば、市民は再び失望することになる。</p> <p>心のふるさと折尾のシンボルとして、折尾駅舎は多くの人々の人生を見守ってきた。大切なふるさと折尾の文化や歴史を、わが国の未来を担う子供たちに伝えていく責務がある。堀川運河などの近代化産業遺産とともに、日本の宝、財産ともいえる折尾駅舎を後世に語り継いでいく必要がある。</p> <p>については、次のとおり措置していただきたい。</p>	
	記	
	1 仮改札口は、折尾駅舎を活用すること。	
	2 現在の待合室に現存するシンボリックな部材である待合化粧柱、柱頭部の装飾金物、格子天井、待合円形ベンチ、開口部回りの装飾、棟飾り等を最大限に生かし、待合室部分を仮改札口として活用すること。	
	3 将来は、仮改札口を改札口として活用し、折尾駅舎のレトロな雰囲気を生かした折尾の町のシンボルとして、観光客が訪れる町にすること。	